

# 福岡県公報

平成十九年十月五日  
第二千七百三十五号  
増刊 ①

## 目次

規則(第六十四号)

福岡県森林環境税条例の施行期日を定める規則

(税務課)

告示(第八百四十七号)

福岡県私立学校教育功労者表彰要綱の一部を改正する告示

(私学振興課)

## 規則

福岡県森林環境税条例の施行期日を定める規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年十月五日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第六十四号

福岡県森林環境税条例の施行期日を定める規則

福岡県森林環境税条例(平成十八年福岡県条例第六十二号)の施行期日は、平成二十年四月一日とする。

## 告示

福岡県告示第八百四十七号

福岡県私立学校教育功労者表彰要綱(昭和四十四年九月福岡県告示第八百六十五号)の一部を次のように改正する。

平成十九年十月五日

福岡県知事 麻生 渡

第一条中「県下私立学校」を「県内の私立学校(私立学校法(昭和二十四年法律第二

百七十号)第四条第二号の規定により知事が所轄する学校をいう。以下同じ。」「に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）